

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。
第2条第3項各号列記以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「(本市の区域のうち、当該職員が本来属する市民窓口課等の所管区域以外の区域をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 他区域(本市の区域のうち、当該職員が本来属する市民窓口課等の所管区域以外の区域をいう。以下この項において同じ。)内に本籍を定める者に係る戸籍に関する証明書及び身分証明書のうち、電子計算機の端末機から出力することができるものの交付(電子情報処理組織による戸籍に関する事務を行う市民窓口課等(当該事務を行う区役所に設置する出張所を含む。)における交付に限る。)に関する事。

附 則

この規則は、平成25年11月5日から施行する。

(行財政局人事部人事課)